

学童クラブ『VI-VA』利用規約

(お客様保管用)

_____ (以下『利用者』という)は以下に同意し、学童クラブVI-VA
(以下『当施設』という)の提供する学童保育サービスに申し込みます。

第1条(目的)

下校後から帰宅までの時間を児童が安全かつ、有意義に過ごせる場所の提供を目的とする
とともに、様々な集団活動を通して社会力を育てていく。又、仕事を持つ父兄が安心して働け
る時間の提供を目指します。

第2条(入園の条件)

- ① 当施設の規約に賛同して頂けること。
- ② 入園申込書・規約同意書・入会金・初回月謝・口座振替依頼書の提出をもって手続きを
完了とする。
* お支払い頂いた入会金はいかなる場合でも返金致しかねますのでご了承下さい。
* 入会後に住所・氏名・連絡先の変更が生じた場合はご連絡をお願いします。

第3条(退園・休園)

- ① 退園する前月の25日までに連絡をして下さい。(銀行手続きが間に合わない為)
- ② 月途中の退園であっても当月分の料金は返金できませんのでご了承下さい。
- ③ 1ヶ月学童をお休みする場合は連絡をして下さい。
連絡がなくお休みした場合は所定の月謝を納入していただきます。
- ④ 自動退園
 - ・ 小学校を卒業した者
 - ・ 正当な理由なく、2ヶ月以上利用料金の支払いが確認されない時。
 - ・ 利用者又は保護者に当施設運営上、不適切と判断された行為があった時。

第4条(預かり時間)

- ・ 平日：午後2:00～午後6:00(延長 午後7:00)
- ・ 土曜日：午前7:30～午後5:00(延長なし)
- ・ 学校休み：午前7:30～午後6:00(延長 午後7:00)*運動会・学習発表会等
- ・ 休園日：日曜・祝祭日・お盆・年末年始(12/29～1/3)・GW(5/3～5/5)
- ・ 臨時休園：暴風警報発令時

第5条(送迎)

- ・ 下校時間に合わせて、学校正門までお迎えに行きます。
- ・ 自宅への送りは行っていません。保護者の方が直接学童へお迎えをお願い致します。
- * 長期お休みの送迎はありません。保護者の方で送迎をお願い致します。

第6条（利用料金） * 下記料金は全て税込み表示となっています。

< 入会金 > 5,250円 2人目以降一律 3,150円

< 月謝 > 口座引落となっております。（毎月10日）

・幼稚園児 : 13,650円

・小学1,2年生 : 13,650円

・小学3年生以上 : 12,600円

* 兄弟・姉妹割り : 上記月謝より 1,050円引き

< 延長料金 >

・月額 ⇒ 2,000円

・緊急 ⇒ 300円（必ず連絡をお願いします）

< 長期お休み延長料金 >

・夏休み : 6,000円

・冬休み : 2,000円

・春休み : 3,000円

* 長期延長料金及び、昼食代は翌月・翌々月の月謝に分割して請求いたします。

* 一旦納入した金額は返金出来ませんのでご了承下さい。

< オプション >

・スイミング（別途契約が必要になります）

* 週2回 ⇒ 6,300円（振替 4回）

* 週1回 ⇒ 4,200円（振替 2回）

・お風呂 ⇒ 1回 200円

< 給食 >（希望者のみ）

・土曜日及び学校がお休みには給食を提供いたします。（1食 350円）

第7条（諸会費の改正）

本規約に基づいて利用者が負担すべき諸費用を社会情勢の変動に応じて改正することができる。

第8条（預かり時の傷病に関して）

* 以下の場合には保育を出来ないものとする。

・インフルエンザ等の感染症を患っている者

・暴風警報発令時

・その他利用者の身体生命に危険が及ぶと予想される場合

第9条（個人情報取扱に関して）

申込書を通じて知りえた情報は当施設の運営に限り使用し、法令に基づく場合を除き本人の承諾無しには第三者の提供いたしません。ただし、利用者の生命身体に危険が生じると判断される場合は、捜査機関、医療機関に限り情報を提供致します。

第10条（免責）

利用者又は保護者の以下の行為により発生した損害に関しては一切の補償を行わないものとする

- ・ 会員の健康状態等に関して事前のご相談や連絡がない状態で発生した損害等
- ・ 利用者が常識を超える高価な物品や装飾品等の破損や紛失に関わる一切の問題
- ・ 利用者の持ち込んだ玩具や文具の損傷や紛失に関わる一切の問題
- ・ 利用者同士の物品や現金の貸し借りに関する一切の問題
- ・ 高額な現金の紛失
- ・ 当施設の管理外で発生した利用者又は保護者同士のトラブル
- ・ 止むを得ない事情で発生したサービス時間の変更等により生じた損害等

第 11 条（サービス提供の中止）

利用者に事前に告知した上でサービスの全部または一部の提供を中止、内容を変更できるものとします。サービス提供の中止または変更の際、事前手続きを経ることで中止または変更に伴う利用者、保護者および第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第 12 条（内容の変更）

本書に定める内容は予め告示のうえ変更する場合があります。
告示は当施設の定める方法で行う事といたします。

上記の規約に同意します
平成 年 月 日

署名 _____ 印